

南相馬市条例第 号

南相馬市農村公園設置条例の一部を改正する条例

南相馬市農村公園設置条例（平成 18 年南相馬市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
		浦尻農村公園	南相馬市小高区浦尻字町
			<u>114番地の 2</u>
上栃窪農村公園	南相馬市鹿島区上栃窪字 西平55番地	上栃窪農村公園	南相馬市鹿島区上栃窪字 西平55番地
山下農村公園	南相馬市鹿島区山下字馬 見塚279番地	山下農村公園	南相馬市鹿島区山下字馬 見塚279番地
北海老農村公園	南相馬市鹿島区北海老字 反畑 6 番地	北海老農村公園	南相馬市鹿島区北海老字 反畑 6 番地
		南海老農村公園	南相馬市鹿島区南海老字
			<u>中谷地89番地</u>
北屋形農村公園	南相馬市鹿島区北屋形字 田野入127番地の 1	北屋形農村公園	南相馬市鹿島区北屋形字 田野入127番地の 1
南柚木農村公園	南相馬市鹿島区南柚木字 水神下47番地	南柚木農村公園	南相馬市鹿島区南柚木字 水神下47番地
寺内農村公園	南相馬市鹿島区寺内字八 幡林368番地	寺内農村公園	南相馬市鹿島区寺内字八 幡林368番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。